

理容所・美容所の開設にあたって

○管理理容師・管理美容師

理・美容師としての従業者が常時2名以上の場合は、管理理・美容師を置くこと。

○構造設備基準

・他の施設との区画

理・美容所以外の施設（住居など）と、隔壁・扉などにより区画されていること。

・作業所、待合所

作業所と待合所を区分すること。（パーテーション、本棚、植木鉢など動かしにくいものによる）

作業所の面積は、セットいす（洗髪設備は除く）2脚まで9㎡、1脚増すごとにプラス3㎡以上であること。（例：セットいす5脚 設置→ $9 + 3 \times (5 - 2) = 18 \text{㎡}$ ）

※面積は「内寸面積」を意味します。

・床などの材質

床及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリューム、板など不浸透性材料を使用すること。
（フローリング、クッションフロアなどでもよい）

・洗浄設備

従業者の手指、使用器具などのための流水式洗浄設備を作業所内に設けること。

・消毒設備

以下の消毒設備を作業所内に設けること。

【必須】薬液（エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム）及びその専用容器又は煮沸消毒器

【任意】紫外線照射保管庫などその他の消毒設備

・汚物箱、毛髪箱

ふた付きのものをそれぞれ1個以上備えること。

・救急薬品等

外傷に対し必要な救急薬品及び衛生材料を備え置くこと。

・作業面の照度

作業面の照度が100ルクス以上となるように採光又は照明が設けられていること。（検査時測定）

・換気方法

換気ができる構造であること。（施設の炭酸ガス濃度が5,000ppm以下であること）

○手続き

・提出・提示書類

理・美容所開設届

従事する理・美容師についての医師の診断書（結核と伝染性皮膚疾患）※発行後3ヵ月以内のもの
管理理・美容師の管理講習会修了証書の写しを提出（本証を提示）してください。

理・美容師免許証は、本証を提示してください。（写しは不要、免許証記載の氏名が旧姓のままの場合は、氏名の変更履歴がわかるもの（運転免許証、戸籍謄本等）も提示）

構造平面図（寸法を記入。理・美容所以外の施設が併設している場合は、施設内配置図も提出）

施設付近の地図（任意）

外国人が開設の届出をする場合は、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

・検査手数料 16,000円（現金）

※ 開設届受理後、確認検査を経て、検査日から3日程度で確認通知書を交付します。

開設予定日に合わせて予定（開設届提出日及び確認検査日）を調整してください。

浜松市保健所生活衛生課（中央区（三方原地区を除く）） TEL 053-453-6112
保健所浜北支所（中央区の一部（三方原地区）・浜名区・天竜区） TEL 053-585-1398

**開設届の提出を
予定されている方へ**

1. 理美容師免許証及び管理理美容師修了証書の確認をして下さい。

- ① 本籍または氏名を変更した場合（書換え）
- ② 紛失した場合（再発行）

①及び②に関する手続きは厚生労働大臣の指定登録機関で行うことになります。
以下の連絡先までお問合せください。

（公財）理容師美容師試験研修センター本部
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6
JMF ビル笹塚 01（8F）
TEL：03-5579-6878（平日 9時～17時30分）
ホームページ：<http://www.rbc.or.jp/>

2. その場所で営業ができるか確認をして下さい。

浜松市内において、理・美容所の営業ができない地域があります。

使用する建物の用途が、その地域の建築物の制限に適合しているか事前に確認する必要があります。

理・美容所の確認通知書を取得されても、場合によっては、建物の使用を制限され営業できませんのでご注意ください。

以下のフローで確認をして下さい。

- ① 区域区分の確認をして下さい。

※区域区分は「市街化区域」、「市街化調整区域」、「都市計画区域外」に分かれます。

中央区・浜名区の一部（旧北区）	浜名区（旧北区以外）・天竜区
都市整備部 都市計画課 053-457-2371	都市整備部 北部都市整備事務所 053-585-1162

- ② 区域区分の制限の確認をして下さい。
※「都市計画区域外」の場合営業ができる
ので確認の必要はありません。

※北部都市整備事務所の管轄については、
同一部署で区域区分と制限の確認ができます。

↓

市街化区域であった場合
都市整備部 建築行政課 053-457-2472

↓

市街化調整区域であった場合
都市整備部 土地政策課 053-457-2643